

# いわき市子育て短期支援事業 受託者募集要項

## 1 事業の趣旨・目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に事業の遂行を行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業であり、主に夜間や最大7日間の宿泊を伴う預かりを実施するものです。

## 2 公募選定の趣旨

本事業の実施には「子どもの預かりを安全・適切に行える能力」及び「安定的・効率的な事業実施を行える能力」が必要です。

このため、広く事業者を公募し、事業を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった事業者を選定します。

## 3 事業概要

いわき市子育て短期支援事業として次の2事業を行います。

### (1) 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

#### ア 概要

保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、実施施設において、養育・保護を行うもの。

#### イ 対象者

次に掲げる事由に該当する家庭の中学校就学前までの児童（0歳～小学校6年）とする。

- ① 児童の保護者の疾病
- ② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由

#### ウ 利用期間等

1人当たり7日以内とし、利用時間は全日24時間とする。

### (2) 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

#### ア 概要

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、当該児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

#### イ 対象者

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の中学校就学前までの児童（0歳～小学校6年）。

## ウ 利用区分

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ① 基本分    | 平日 午後5時から午後10時まで  |
| ② 宿泊分    | 平日 午後10時から翌午前8時まで |
| ③ 休日預かり分 | 休日 午前8時から午後5時まで   |

## 4 選定を受ける際の条件

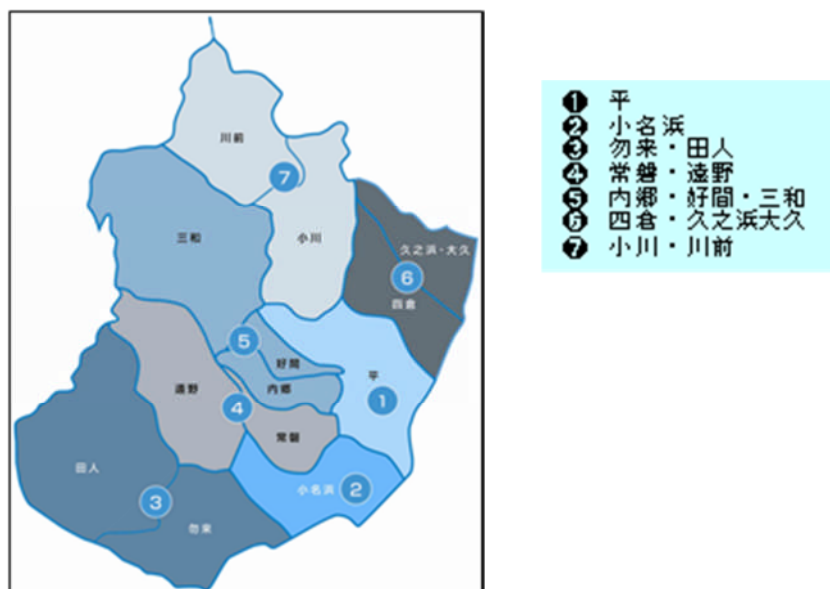
### (1) 事業者の条件

- ア 保育又は児童を対象とした事業の実績がある法人格を有する者。  
イ 平成31年4月1日から5月31日までに事業開始できる者。

### (2) 実施場所の条件

市全体の配置バランスの観点から、地区保健福祉センター単位で構成される教育・保育提供区域（7区域）において、1区域1施設までの選定とします。（下図参照）

このため、同一区域において複数の事業者が競合した場合、本募集要項に掲げる条件を全て満たし、かつ、提案内容が相対的に優れている事業者を委託先として選定します。



### (3) 実施施設の条件

次に掲げる条件を全て事業開始までに満たせることを担保し得る図面、事業計画書等を提出してください。

1 設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通：調理設備、便所及び浴室</li><li>・ 0,1歳児：乳児室又はほふく室</li><li>・ 2歳以上児：保育室又は遊戯室</li></ul>
2 保育室等の面積	<p>次に掲げる面積を確保できること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用児童（0,1歳児）1人当たり、3.3㎡以上</li><li>・ 利用児童（2歳以上児）1人当たり、1.98㎡以上</li><li>・ 宿泊を伴う利用をさせる場合、1人当たり、4.95平方メートル以上。また、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。</li></ul>

3 職員数	次に掲げる数の職員数を確保できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用児童（0歳児）1人当たり、おおむね3人につき1人</li> <li>・利用児童（1,2歳児）1人当たり、おおむね6人につき1人</li> <li>・利用児童（3歳児）1人当たり、おおむね20人につき1人</li> <li>・利用児童（4歳以上児）1人当たり、おおむね30人につき1人</li> <li>・上記の規定により算出した職員数に1人以上を加えた数の職員体制を確保すること。</li> </ul>
4 職員資格	・従事職員のうち、半数以上は、保育士登録を受けた者とする （保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士に算定可）
5 安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意が払われていること。</li> <li>・消火用具、非常口など、必要な設備が設けられていること。</li> <li>・避難経路及び有効な避難計画が備えられていること。</li> <li>・建物の2階以上で事業を実施する場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に掲げる耐火建築物又は同条第9号の3に掲げる準耐火建築物であること。</li> <li>・就寝中の安全管理に十分な注意を払うこと。（特に乳幼児については定期的なブレスチェックを行うなど、具体的な安全対策を講じること。）</li> </ul>
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事を提供する際は、年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。</li> <li>・業務上知り得た利用者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。</li> <li>・緊急時において、医療機関から支援を受けられる体制を確保すること。</li> </ul>

## 5 委託料等

### (1) 委託料

実施事業者は表に掲げる区分に応じ、利用者から負担金を徴収していただきます。

その上で、表の「事業費上限額」から「利用者負担金」を差し引いた額の範囲内で、委託料をご提案ください。

区分		事業費上限額 (1人日額)	利用者負担金 (1人日額)
ショートステイ 事業	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。） 2歳未満児・慢性疾患児	10,700円	0円
	2歳以上児	5,500円	0円

	上欄に掲げるものを除き、前年度分の市町村民税の課税の状況が非課税である世帯	2歳未満児・慢性疾患児		10,700円	1,100円
		2歳以上児		5,500円	1,000円
	その他の世帯	2歳未満児・慢性疾患児		10,700円	5,350円
		2歳以上児		5,500円	2,750円
トワイライトステイ事業	生活保護法による被保護世帯	夜間養護	基本分	1,500円	0円
			宿泊分	1,500円	0円
		休日預かり分		2,700円	0円
	上欄に掲げるものを除き、前年度分の市町村民税の課税の状況が非課税である世帯	夜間養護	基本分	1,500円	300円
			宿泊分	1,500円	300円
		休日預かり分		2,700円	350円
	その他の世帯	夜間養護	基本分	1,500円	750円
			宿泊分	1,500円	750円
		休日預かり分		2,700円	1,350円

## (2) その他の費用

事業の実施に必要な範囲で利用者から実費徴収も可能とします。事業者選定後に協議により定めることとします。

## 6 事業者選定について

### (1) 選定の流れ

スケジュール		手続等
平成31年	2月25日(月)	公募開始
	3月8日(金) 午後5時	質問の締め切り
	3月12日(火)	質問の回答(ホームページ掲載)
	3月18日(月) 午後5時	選定申請受付終了
	3月20日(水)	選定委員会 (書類選考、プレゼンテーション)
	3月25日(月)	選定結果公表(予定)

### (2) 審査及び選定方法

審査及び選定のために、「いわき市子育て短期支援事業受託事業者選定委員会」を設置し、委員会において、(3)の提出書類等、プレゼンテーション形式による発表及びヒアリングを行います。その際に、次の基準に照らし、総合的な観点から公平かつ客観的に審

查します。

- ア 「4 選定を受ける際の条件」を全て満たすとともに、安全かつ効率的な管理運営ができること。
- イ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。
- ウ 関係法令（児童福祉法等）及び条例（いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等）の規定・趣旨を踏まえた適切な運営ができること。

### (3) 提出書類

- ア いわき市子育て短期支援事業受託事業者選定申請書（様式1）
- イ いわき市子育て短期支援事業受託事業者選定申請に係る誓約書（様式2）
- ウ 法人概要（様式3）
- エ 法人登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- オ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- カ 参加資格要件を満たすことを証する書類
  - （ア）排除措置対象者照会に係る同意書（様式4）
  - （イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類  
納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては、納税証明書の様式その3の2を提出すること。（発行後3ヶ月以内のもの）
  - （ウ）市税の納税証明書（発行後3ヶ月以内の直近の納税証明書）
- キ （提案者等と代表者が異なる場合）委任状（様式5）
- ク 市税確認の同意書（様式6）
- ケ 事業計画（「(2) 審査及び選定方法」に留意の上、作成願います。）

### (4) 提出部数 1部

### (5) 提出方法 持参又は郵送（3月18日（月）午後5時 必着）

#### 提出先/お問い合わせ先

いわき市子どもみらい部子どもみらい課企画係（いわき市役所本庁舎7階）

住所：〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

TEL：0246-22-7483 Fax：0246-22-7029

E-mail：[kodomomirai@city.iwaki.fukushima.jp](mailto:kodomomirai@city.iwaki.fukushima.jp)